

## 日本耐震天井施工協同組合（JACCA） 耐震天井施工保証対象となる技術範囲について

日本耐震天井施工協同組合

表題の件につきまして、以下の通り記します。

当該書類は耐震天井施工保証対象となる技術範囲を要約したものですので、組合員からの詳細説明と事前の適合確認を受けて頂いた上で保証書発行依頼の提出をご検討頂きますようお願い致します。

適用日：平成 27 年 1 月 1 日

記

## 保証対象となる技術範囲について

技術・仕様項目		技術範囲	
①	天井面の設計用 水平震度	文部科学省が管轄する案件の場合	●天井面の設計用水平震度の設計が国土交通省 告示第 771 号（平成 25 年 8 月 5 日） 第三 特定天井の構造方法 に沿ったもので実施されており、設計者より JACCA 事務局に設計用水平震度の算出根拠を書面にて示されていること
		上記以外の案件	●国土交通省 告示第 771 号（平成 25 年 8 月 5 日） 第二 特定天井に該当する場合 →天井面の設計用水平震度の設計が同告示 第三 特定天井の構造方法 に沿ったもので実施されており、設計者より JACCA 事務局に設計用水平震度の算出根拠を書面にて示されていること  ●国土交通省 告示第 771 号（平成 25 年 8 月 5 日） 第二 特定天井に該当しない場合 →天井面の設計用水平震度の設計指示が設計者又は監理者より示されていること 又は 同告示 第三 特定天井の構造方法 に沿ったもので実施されており、設計者より JACCA 事務局に設計用水平震度の算出根拠を書面にて示されていること
②	天井が切れる各 部位と壁際や設 備機器等とのク リアランス（水平 方向）	文部科学省が管轄する案件の場合	●クリアランスの設計が国土交通省 告示第 771 号（平成 25 年 8 月 5 日） 第三 特定天井の構造方法 に沿ったもので実施されていること
		上記以外の案件	●国土交通省 告示第 771 号（平成 25 年 8 月 5 日） 第二 特定天井に該当する場合 →クリアランスの設計が同告示第三 特定天井の構造方法 に沿ったもので実施されていること  ●国土交通省 告示第 771 号（平成 25 年 8 月 5 日） 第二 特定天井に該当しない場合 →クリアランスの設計が設計者又は監理者により検討され、天井変位および設備機器の変位等を考慮したもので実施されていること 又は 同告示 第三 特定天井の構造方法 に沿ったもので実施されていること
③	公共建築工事標 準仕様書の確認		●端部吊り元位置（150mm+クリアランス）・吊り元ピッチ（@900mm）等の規定に準拠すること
④	ブレースが取り つけられる吊り 元 ※V 字配置にお ける 1 対間の吊 りボルト	RCスラブ・S造SRC造 デッキスラブの場合	●埋め込みインサート（新設・既設）の場合 →引き抜き及びせん断強度がインサートメーカー等より明示され、設計者又は監理者にて確認されていること →耐震天井地下材計算書等検討書類上の必要耐力を満たしていること  ●あと施工アンカー の場合 →引き抜き及びせん断強度があと施工アンカーメーカー等より明示され、設計者又は監理者にて確認されていること →ブレース設置箇所の全数引抜検査を実施した上で耐震天井地下材計算書等検討書類上の必要耐力を満たしていること

		S造天井受け鉄骨下地（十分な剛性及び強度について構造検討された支持構造部が吊り元）の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<u>アングルピースの場合</u></li> <li>→サイズは次の寸法以上とすること L-50×40×6 幅 50mm</li> <li>→ビス(JPF製等指定ビス)4本により緩み無く設置されていること</li> <li>→引き抜き及びせん断強度がメーカー等より明示され、設計者又は監理者にて確認された許容荷重が耐震天井下地材計算書等検討書類上の必要耐力を満たしていること</li> </ul>
		PC版の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<u>P C版製作時の埋め込みインサートの場合</u></li> <li>→「RCスラブ・S造SRC造デッキスラブの場合」に準拠していること</li> </ul>
⑤	天井吊り長さ	●KIRII 新耐震 FullPower 天井(告示第771号対応品)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<u>3,000mm以下</u>であること</li> <li>●3,000mmを超える場合、3,000mm以下の位置に天井受け（吊り元）の鉄骨下地（ぶどう棚）を設置し「④●S造天井受け鉄骨下地（母屋等が吊り元）」条件を満たすこと</li> </ul>
⑥	勾配	吊り元（屋根、ぶどう棚等）	● <u>約 26.5°（5/10：5寸）勾配以下</u> で、吊りボルトが概ね鉛直（5/100の傾きまで）に下げられる範囲であること
		天井	● <u>約 26.5°（5/10：5寸）勾配以下</u> であること（曲面形状は勾配に係らず不可）
⑦	天下間仕切り壁・パーティション等		<ul style="list-style-type: none"> <li>●下記のいずれかに適合していること</li> <li>→間仕切り壁・パーティション等の重量の50%を天井重量に含めた耐震天井下地材計算書等検討書類上の検討がされて、設置されていること</li> <li>→天井重量に対応したブレース等の検討に加え、壁重量に対応した耐震天井下地材計算書等検討書類上の検討が別途されて、設置されていること</li> <li>●設置される間仕切り壁・パーティション等の重量は40kgf/m<sup>2</sup>以下であること</li> </ul>
⑧	使用材料	部材（野縁・野縁受けなど）及びパーツ（クリップ・ハンガーなど）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●耐震天井下地材計算書等検討書類上にて検討された部材であり、JACCA認定工法の施工要領書記載の材質・表面処理・形状の物であること</li> <li>●特注品の場合は耐震天井下地材計算書等検討書類上にて検討された部材であり、組合が許可した材質・表面処理・形状の物であること</li> </ul>
⑨	施工		<ul style="list-style-type: none"> <li>●JACCA認定工法の施工要領書に沿った施工が組合員により実施されること</li> <li>●JACCA認定工法の施工要領書記載の施工チェックリストが組合員により作成され、組合に提出されること</li> </ul>

以上